

様式第18(第24条関係)

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は
追加に関する計画の設定(変更)届出書

年　月　日

総務大臣 殿

郵便番号

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)

登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信事業法第36条第1項の規定により、別紙第一種指定電気通信設備の機能の変更又
は追加に関する計画のとおり第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計
画の 設定
変更 を届け出ます。

第一種指定電気通信設備の機能の変更又は追加に関する計画

1 機能の内容	
2 提供条件 (1) 提供交換等設備等の機種 (2) 提供交換等設備等の設置地域又は設 置予定地域 (3) 提供回線種別 (4) カバーエリア (5) 接続箇所 (6) その他の提供条件	
3 使用する番号	
4 課金	

5 インタフェース (1) ユーザ・網インタフェース (2) 網間インタフェース (3) 保守運用インタフェース	
6 端末の認証等に関する方式及び情報	
7 第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報	
8 通信プロトコルに関する情報	
9 利用条件の設定	
10 機能の変更又は追加の別	
11 関連する機能及び設備並びに計画との関係	
12 自己利用、共同利用又は他事業者利用の別	
13 費用の負担の有無及びその概算	
14 13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額	
15 工事開始予定年月日	
16 工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日	
17 提供予定期	
18 工事開始前期間を短縮する場合の提供予定期	
19 計画の設定又は変更年月日	
20 計画の設定又は変更理由	
21 電気通信事業法施行規則第24条の3の規定による公表を行うウェブサイト(これに類するものを含む。)のアドレス	
22 電気通信事業法施行規則第24条の4第1項の規定による意見の受付を行う方法	
23 電気通信事業法施行規則第24条の3ただし書の規定により1から20までの事項の一部を公表しない場合にあつては、その旨及びその理由	

- 注1 「機能の内容」については、その想定される利用用途も含めて記載すること。
- 2 「提供交換等設備等の機種」については、機能を提供する交換等設備等第一種指定電気通信設備の機種を記載し、発側機能、着側機能によりその機種が異なる場合は、その機種の全てについて記載すること。
- 3 「提供交換等設備等の設置地域又は設置予定地域」については、可能な限り局単位での状況が分かるような情報を記載すること。
- 4 「提供回線種別」については、機能が提供される利用者用回線の種別を記載し、発側機能、着側機能により提供される回線種別が異なる場合は、その種別全てについて記載すること。
- 5 「カバーエリア」については、機能の導入により役務を提供するカバーエリアについて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等(開示される情報を閲覧するために必要な情報並びに開示に当たつての条件がある場合にはその内容及び開示の予定時期(当該時期が当該機能の提供予定時期の90日前の日以後である場合にはその正当な理由を含む。)をいう。以下同じ。)を記載すること。
- 6 「接続箇所」については、機能を用い接続を可能とする通信用建物名及び住所を含めて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。
- 7 「使用する番号」については、機能を提供するために用いられる新たな番号があれば、当該番号又はその体系及び確定している場合はその意味内容を記載すること。
- 8 「課金」については、機能を提供するために行われる課金処理がある場合、その処理を記載すること。
- 9 「ユーザ・網インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。
- 10 「網間インターフェース」については、電気通信事業法施行規則第23条の4第1項で定める接続箇所におけるインターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。
- 11 「保守運用インターフェース」については、当該インターフェースに新たな信号の追加があればその内容を記載し、また、既存の信号であっても、新たな使用条件となる

場合は、その内容を記載すること。選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。

- 12 「端末の認証等に関する方式及び情報」、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」及び「通信プロトコルに関する情報」については、ルータにより符号を交換する機能の提供のために用いる設備に係るものを記載すること。なお、「第一種指定電気通信設備の網から他の電気通信事業者の網へ転送されるデータの実効速度に関する情報」については、当該情報に代えて、その開示予定方法等を記載することができる。
- 13 「端末の認証等に関する方式及び情報」については、選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。
- 14 「通信プロトコルに関する情報」については、当該通信プロトコルの改訂が行われている場合にはその情報及び選択することができる項目がある場合にはその内容を含めて記載すること。
- 15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合には、その条件について記載すること。
- 16 「関連する機能及び設備並びに計画との関係」については、この届出に係る計画以外に関連する第一種指定電気通信設備の機能(電気通信事業法施行規則第24条の5で定める機能に該当するものを除く。)の変更又は追加がある場合に、当該機能の変更又は追加の概要及び当該第一種指定電気通信設備名を記載すること。
- 17 「費用の負担の有無及びその概算」については、機能の提供に係る設備の利用に伴う費用の負担の有無及びその概算(費用の負担がある場合には、当該設備の創設費の概算並びに他の電気通信事業者による費用の負担の方法の案及び負担の額の概算を含む。)を記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。
- 18 「13の算定根拠となる算定方式並びに費用項目及び各費用項目ごとの額」については、法第33条第4項第2号の総務省令で定める方法に準じて記載すること。なお、法第36条第1項の届出の時点においてその全部又は一部を記載できないときは、できる限り速やかにこれを開示するものとし、当該全部又は一部の記載に代えて、その開示予定方法等を記載すること。
- 19 「工事開始予定年月日」については、機能の変更又は追加に係る第一種指定電気通信設備の工事の開始年月日(最も早く工事を開始する場合の予定日であつて、電気通信事業法施行規則第24条の2第1項第3号ハ及びニの規定(以下「期間短縮規定」という。)を適用しない場合のもの)を記載すること。
- 20 「提供予定時期」については、この計画に係る工事の終了後、当該機能の提供を

開始する予定時期(月又は四半期単位)(最も早く提供を開始する場合の予定時期であつて、期間短縮規定を適用しない場合のもの)を記載すること。

21 「工事開始前期間を短縮する場合の工事開始予定年月日」及び「工事開始前期間を短縮する場合の提供予定時期」については、期間短縮規定を適用して工事開始予定年月日を変更する場合における変更後の内容として予定するもの(最も早く工事を開始し、又は提供を開始する場合のもの)を記載すること。なお、「工事開始前期間」とは、法第36条第1項の届出の日から工事開始日までの期間をいう。

22 「計画の設定又は変更理由」については、計画の設定又は変更が自らの事情によるものか、他の電気通信事業者の要望によるものかのほか、その背景事情及び関連日程も含め、具体的に記載すること。

23 一般社団法人情報通信技術委員会(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15号に規定する法人番号が3010405009483である法人をいう。)その他の団体により作成された技術的条件であつてインターネットの利用その他の適切な方法により公表されているものと同一の内容を記載すべき場合は、当該内容の記載に代えて、当該技術的条件を閲覧するため必要な事項を記載することができる。

24 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。